

第1章 はじめに

1 背景と目的

少子高齢化の進展に伴い、低額所得者や高齢者、子どもを養育する者など、住宅の確保に特に配慮を要する者（以下、「住宅確保要配慮者」という。）は、今後も多様化・増加が見込まれ、また、民間賃貸市場においては、入居を制限される懸念があることから、住宅確保要配慮者の円滑な賃貸住宅への入居を促進していく必要があります。

一方で、住宅ストックの現状をみると、民間の空家等は増加傾向にあり、これらを有効に活用していくことも重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成 29 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、民間の賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

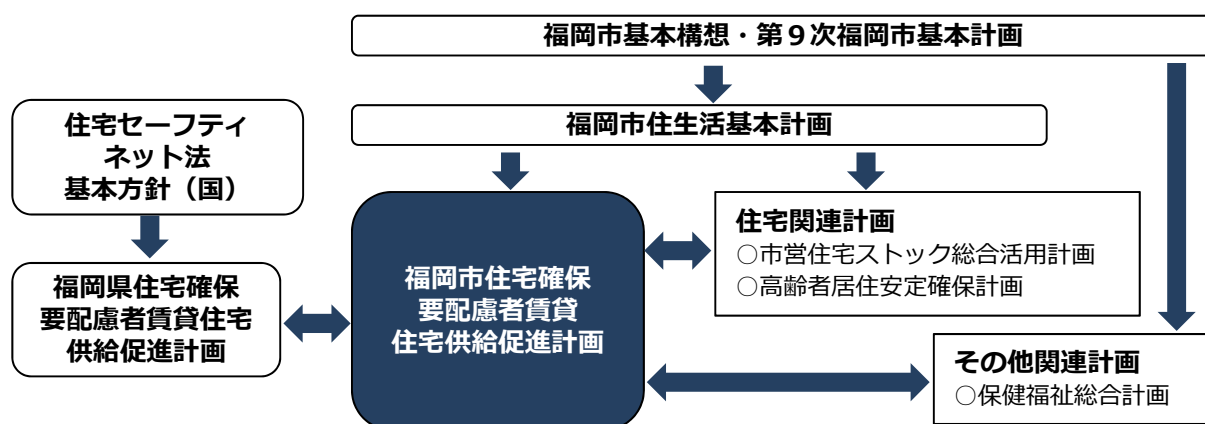
福岡市においても、これらの状況に対応するため、今後さらに、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居支援に取り組み、重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があります。

こうした背景から、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、総合的かつ効果的に施策を推進するため、住宅セーフティネット法第 6 条第 1 項に規定される市町村賃貸住宅供給促進計画として「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、住宅セーフティネット法第 6 条第 1 項に規定された「市町村賃貸住宅供給促進計画」として策定します。

また、住宅施策の上位計画である「福岡市住生活基本計画」等の内容に基づき、「福岡市高齢者居住安定確保計画」などの関連計画と整合を図り、住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けた基本方針を示すものです。



3 計画期間

計画期間は、福岡市住生活基本計画との整合を図り、2025（平成 37）年度までとします。
なお、社会情勢の変化や福岡市住生活基本計画など関連計画の見直しなどを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 住宅確保要配慮者の範囲

住宅確保要配慮者は、住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに定める者及び同法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める者に加えて、同条第 11 号の規定に基づき、以下に該当する者としてします。

- ・海外からの引揚者
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設等退所者
- ・新婚世帯
- ・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

※住宅セーフティネット法及び同法施行規則で定める住宅確保要配慮者

【住宅セーフティネット法で定められた者】

- ・低額所得者
- ・被災者（発災後 3 年以内）
- ・高齢者
- ・障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者）
- ・子ども（高校生相当以下）を養育している者

【施行規則で定められた者】

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者